施行:2020年2月5日

第一章 総則

第1条(名称)

この部は、神戸大学応援団総部吹奏楽部とする。

第2条(所在地)

この部の所在地を、兵庫県神戸市灘区六甲台町1-1に置く。

第3条(目的)

この部は、吹奏楽を通じて、部員の音楽レベルの向上と部員同士の親睦を深める ことを目的とする。

第4条(活動)

この部の活動内容は主に演奏活動、応援活動、依頼活動とする。

第二章 部員

第5条(部員の資格)

この部に入部できるものは、当部の目的に賛同する大学学部生、大学院生及びそれに準ずる高等教育機関の学生、その他当部が許可するものとする。

第6条(入部)

この部に入部しようとするものは、入部届を幹部役員に提出することで、入部できる。

第7条(退部)

この部を退部しようとするものは、退部届を幹部役員に提出することで、退部できる。

第8条(休部)

部員でこの部を休部しようとするものは、当部が定める休部条件を満たし、休部 届を幹部役員に提出することで、休部できる。

第三章 役員

第9条(役員)

この部に、次の役員を置く。

部長 1名

副部長 3名

第10条(役員の選任)

前条に定める役員は、部員の互選により選出する。

第11条(役員の任期)

この部における役員の任期は、原則1年とする。

第四章 運営

第12条

役員は必要に応じて部の活動についての話し合いの場を設ける。

第五章 会計

第13条(資産の構成)

この部の経費は、会費、依頼活動で得た収入その他の収入にもってこれに充てる。 会費は 2 か月 2500 円とする。

第六章 細則

第14条 (規約の変更)

この規約は、役員交代時、またはその他の必要に応じて変更できる。